

第7章 計画の推進体制と進行管理



第7章 計画の推進体制と進行管理

計画の目標達成に向けた環境施策の計画的な推進や実施などについて、その実効性を確保していくために、以下の方策に沿って環境基本計画の推進を図るものとしします。

なお、環境の保全と創造に関する広域的課題や地球環境問題等への対応については、国及び他の地方公共団体と協力・連携を図りながら、広域的な視点からの取り組みを推進します。

1 計画の推進体制

1 かすみがうら市環境審議会

本計画の進行管理や環境施策に関して、公正かつ専門的な立場から審議を行う「かすみがうら市環境審議会」において、必要に応じて計画の見直しや課題、取り組み方針等について提言等を行います。

2 各種計画の策定委員会

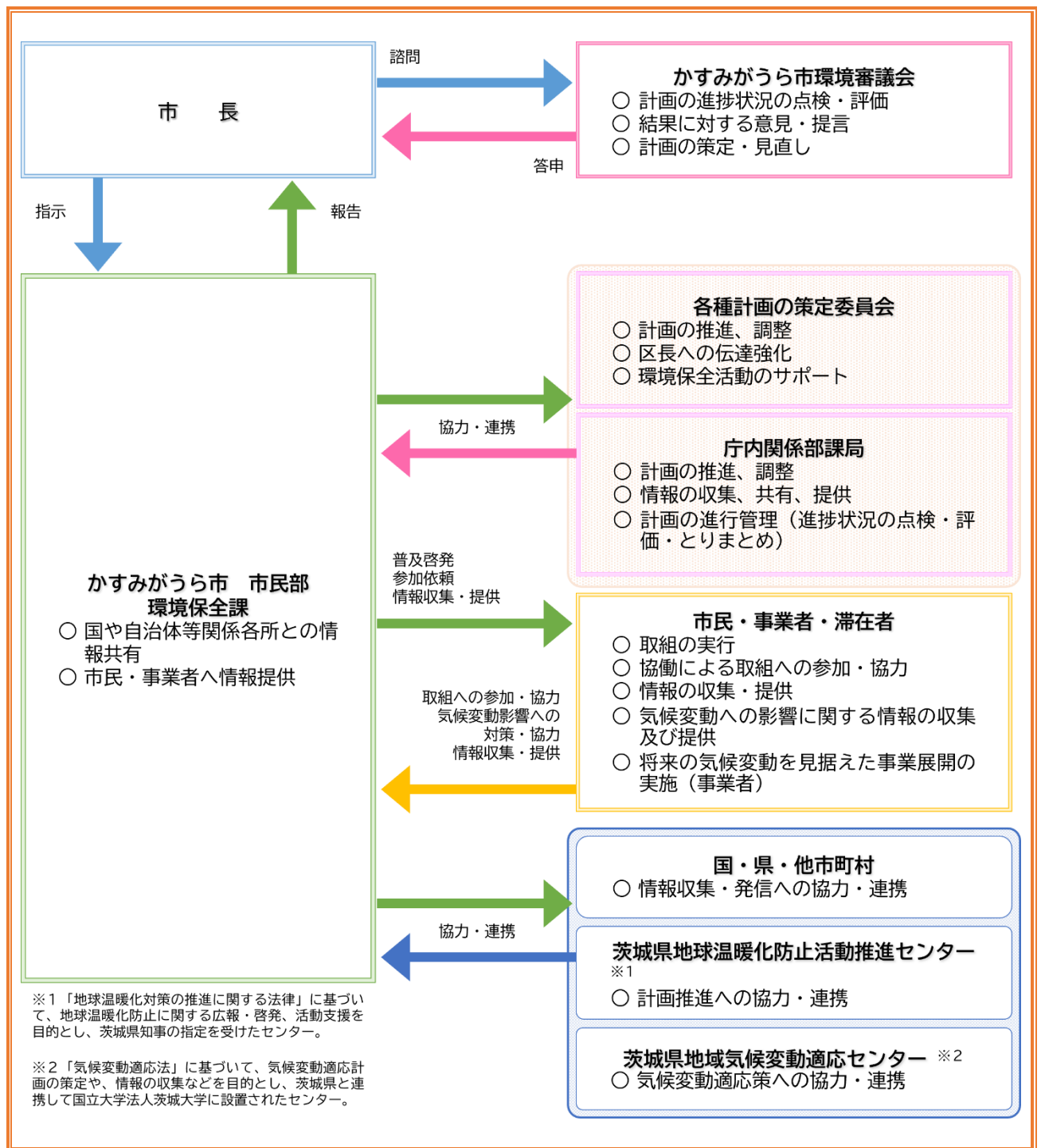
環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、各種計画の策定・改定においては、市で選定した、環境省環境カウンセラー、茨城県環境アドバイザー、市内の事業所、茨城県地球温暖化防止活動推進員、気候変動に関する専門家など、環境に係る専門家で委員会を構成し、さまざまな角度から検討を行います。

3 国・県・他市町村等

本計画を推進する上で、広域的課題や地球環境問題等への対応については、国や県及び他市町村と協力・連携を図りながら、広域的な視点からの取り組みを推進します。

第7章 計画の推進体制と進行管理

◆ 計画の推進体制概念図



第7章 計画の推進体制と進行管理

2 計画の進行管理

本計画に基づく施策等の進行管理は、計画（Plan）、実施（Do）、点検（Check）、見直し（Action）という環境管理システムの仕組みに基づき実施し、継続的な改善を図っていきます。

